

「公益信託日の出交通遺児育英基金奨学生」応募要領

(令和4年度助成事業実施要領)

1. **制度の趣旨** 公益信託 日の出交通遺児育英基金は、秋田県内に居住し、高等学校等へ進学する交通遺児にとって勉学の一助となるよう交通遺児への奨学金の支給を目的として、平成2年10月16日秋田県教育委員会の許可を得て、『日の出運輸企業株式会社』を委託者として設立した基金です。
2. **応募資格** 秋田県内に居住し、秋田県内の高等学校等へ進学を希望する交通遺児。
3. **奨学金の額等**
 - (1) 奨学金 年間24万円(月額2万円)
奨学金は、6月および12月の一定日に6ヶ月分を合わせて給付する。
 - (2) 入学準備金 5万円(一時金)
原則として、5月までに給付する。
 - (3) 給付を受けた奨学金および入学準備金は、**原則として返還の義務はありません。**
4. **募集人数** 2名程度を新規奨学生として選定する。
5. **給付期間**
 - (1) 奨学金の給付期間は、高等学校等を卒業するまでの最短就学期間(原則3年)とする。
 - (2) 奨学生の休・退学や学業または性行面などにおいて、奨学生の状況が変化した結果、当基金奨学生に相応しくないと認めた場合、奨学金の支給を停止または廃止する。
6. **応募方法**
 - (1) 応募者は、「奨学生願書」を在学中の中学校長へ提出する。

*** 奨学生願書への記載は、志願者の保護者等が行う。**

(裏面へ続く)

(2) 中学校長は、当基金所定の

- ① 「奨学生推薦書」を記載し、署名・捺印する。
- ② 「奨学生願書」および「奨学生推薦書」を下記事務局へ提出（郵送）する。

7. 募集期間 令和3年11月8日（月）～
令和4年1月14日（金）【消印有効】

8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の選考は、提出書類に基づき当基金運営委員会の審議により内定者を決定する。
- (2) 選考結果については、志願者・保護者等および学校長に文書によって通知する。
(選考結果は、3月下旬頃通知予定)
- (3) 奨学生内定者は、高等学校等入学後に入学（在学）証明書を下記事務局へ提出し、奨学生として採用を決定する。

9. 問合せおよび申込先

【事務局】

〒164-0001

東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部

公益信託課 日の出交通遺児育英基金担当

TEL 0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日9：00～17：00 土・日・祝日等を除く）

FAX 03-5328-0586

以上